

議案第 30 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則 の一部を改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

学校事務の職と、その職務について規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を 改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 43 条—第 55 条」を「第 43 条—第 56 条」に、「第 56 条—第 66 条」を「第 57 条—第 67 条」に、「第 67 条—第 77 条」を「第 68 条—第 78 条」に、「第 78 条—第 85 条」を「第 79 条—第 86 条」に、「第 86 条」を「第 87 条」に改める。

第 35 条を次のように改める。

（統括事務長及び事務長等）

第 35 条 学校に統括事務長、事務長又は事務主任を置くことができる。

2 統括事務長は、校長の監督を受け、学校事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、及び業務の統括、調整を行い、その事務をつかさどる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員を監督し、それらが行う事務を総括し、その事務をつかさどる。ただし、本務の学校以外の事務長の事務については校長が行うことができる。

4 事務主任は、校長又は統括事務長若しくは事務長の監督を受け、学校事務の円滑な処理を推進し、学校運営に関する事項について連絡調整に当たり、指導及び助言をし、その事務をつかさどる。

5 学校事務を共同で行う必要のないものは、校長の監督を受け、統括事務長又は事務長及び事務主任がその学校の事務をつかさどる。

第 36 条第 2 項中「事務に従事する」を「事務をつかさどる」に改める。

第 53 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「事務主任」を「事務会計主任」に改める。

第 53 条第 3 項を次のように改める。

3 事務会計主任は、校長又は統括事務長若しくは事務長の監督を受け、
事務をつかさどる。

第 55 条中「事務主任」を「事務会計主任」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第5章 分掌組織等（第43条—第55条）</p> <p>第6章 服務（第56条—第66条）</p> <p>第7章 管理及び運営（第67条—第77条）</p> <p>第8章 施設、設備等及び防災（第78条—第85条）</p> <p>第9章 補則（第86条）</p> <p>（事務長等）</p> <p>第35条 学校に事務長又は事務主任を置くことができる。</p> <p>2 事務長及び事務主任は、事務職員をもって、これに充てる。</p> <p>3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その事務をつかさどる。</p> <p>4 事務主任は、事務長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>5 共同で行う必要のないものは、校長の監督を受け、事務長又は事務主任がその学校の事務をつかさどる。</p>	<p>目次</p> <p>第5章 分掌組織等（第43条—第56条）</p> <p>第6章 服務（第57条—第67条）</p> <p>第7章 管理及び運営（第68条—第78条）</p> <p>第8章 施設、設備等及び防災（第79条—第86条）</p> <p>第9章 補則（第87条）</p> <p>（統括事務長及び事務長等）</p> <p>第35条 学校に統括事務長、事務長又は事務主任を置くことができる。</p> <p>2 統括事務長は、校長の監督を受け、学校事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、及び業務の統括、調整を行い、その事務をつかさどる。</p> <p>3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員を監督し、それらが行う事務を総括し、その事務をつかさどる。ただし、本務の学校以外の事務長の事務については校長が行うことができる。</p> <p>4 事務主任は、校長又は統括事務長若しくは事務長の監督を受け、学校事務の円滑な処理を推進し、学校運営に関する事項について連絡調整に当たり、指導及び助言をし、その事務をつかさどる。</p> <p>5 学校事務を共同で行う必要のないものは、校長の監督を受け、統括事務長又は事務長及び事務主任がその学校の事務をつかさどる。</p>

(事務職員)

第36条 (略)

2 事務職員は、事務に従事する。

(事務主任)

第53条 学校に事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、事務職員をもって、これに充てる。

3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどり、学校事務及び学校運営に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(その他の主任等)

第55条 校長は、第48条から前条までに規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、事務主任及び司書教諭（以下「主任主事等」という。）のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(事務職員)

第36条 (略)

2 事務職員は、事務をつかさどる。

(事務会計主任)

第53条 学校に事務会計主任を置くことができる。

2 事務会計主任は、事務職員をもって、これに充てる。

3 事務会計主任は、校長又は統括事務長若しくは事務長の監督を受け、事務をつかさどる。

(その他の主任等)

第55条 校長は、第48条から前条までに規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、事務会計主任及び司書教諭（以下「主任主事等」という。）のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。